

## 倫理行動規範

本財団は、「スポーツを通じて児童・青少年の健全な育成を図ると共に、国民の心身の健全な発達に寄与し、豊かな人間性を涵養すること、及びスポーツの普及・振興とスポーツ文化の振興・発展を図ること」とする設立の趣旨に基づき、一貫した事業活動を続けてきた。一方、平成20年に施行された新たな公益法人制度においては、民間の団体が自発的に行う公益を目的とする事業の実施が、公益の増進のために重要となっていることにかんがみて、公益法人による公益の増進及び活力ある社会の実現が期待されている。このような状況の下、本財団は、平成21年3月に公益認定を受け、新たな公益財団法人として再スタートすることとなった。

これを機に、新制度の主旨にふさわしい公益財団のあり方を確立するため、この規範を定めることとした。

### (総則)

第1条 本財団の全ての役職員は、その社会的使命と役割を自覚し、この規範の理念が具体的行動と意思決定に活かされるよう、不断の努力と自己規律に努めなければならない。

### (組織の使命及び社会的責任)

第2条 本財団は、その設立趣旨に従い、広く公益実現に貢献すべき重大な責務を負っていることを認識し、社会からの期待に相応しい事業運営に当たらなければならない。

### (社会的信用の維持)

第3条 本財団は、常に公正かつ誠実な事業運営を行い、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

### (法令等の遵守)

第4条 本財団は、関連法令及び本財団の定款、倫理行動規範その他の規則・規程を厳格に遵守し、社会的規範に悖ることなく、適正に事業を運営しなければならない。

- 2 本財団の助成金・奨学金受給者、表彰者、スクール生及びスポーツ指導者は、ドーピング防止規程の精神及び条件を受け入れ、遵守する者でなければならない。

### (私的利益追求の禁止)

第5条 本財団の役職員は、公益活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。

(利益相反の防止及び開示)

第6条 本財団の役職員は、その職務の執行に際し、本財団との利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実を開示し、法令等に定める手続に従わなければならない。

(情報開示)

第7条 本財団は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、寄付者をはじめとして社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報保護)

第8条 本財団は、その取り扱う個人情報の保護に万全を期するものとし、漏洩し、目的外に使用する等の行為をしてはならない。

(研鑽)

第9条 本財団の役職員は、公益事業活動の能力向上のため、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

(規範遵守の監視)

第10条 本財団は、必要あるときは、理事会の決議に基づき委員会を設置し、この規範の遵守状況を監視する。

(改廃)

第11条 この規範の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(付則)

この規範は、平成21年10月27日から施行する。

公益財団法人ヤマハ発動機スポーツ振興財団

制定 平成21年10月27日